

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年2月10日

秋田市長 沼 谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 久 井 大 樹

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

名 称 株式会社伊徳

代表取締役 塚 本 徹

住 所 秋田県大館市清水四丁目4番15号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 サンデー秋田自衛隊通店・いとく自衛隊通店

所在地 秋田県秋田市土崎港北二丁目17番14号 他5筆

(3) 変更した事項

駐車場の位置および収容台数

	駐車場N o . 1	駐車場N o . 2	合計
変更前	150台	190台	340台
変更後	141台	179台	320台

(4) 変更年月日

令和8年10月1日

(5) 変更理由

店舗運営計画の見直しのため

2 届出年月日

令和8年1月28日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和8年2月10日から同年6月10日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由